# 坂出市耐震改修促進計画(第三次計画)概要

#### 計画の目的

本計画は、近い将来発生が予想される大規模地震による人的・経済的被害の軽減を 図るため、市内の耐震性を有していない建築物の耐震化を計画的に促進することを 目的とします。

### 計画期間

本計画策定から令和7年度までの期間

## 耐震化の現状

昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅においては、推計によると未だ半数以上(約55%)の建物が耐震性を有しておらず、本市の住宅の耐震化率は現状で81.6%となっています。

また、多数の者が利用する建築物※の耐震化率は、現状において、96.6%となっています。

※多数の者が利用する建築物:建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定既存耐震不適格建築物で一定規模以上の学校、病院、商業施設等の建築物(計画書表1-1参照)

### 耐震化の課題

- ○熊本地震などの被害の大きな地震の発生直後は、耐震化に向けた意識が高まるが、 時間の経過とともに危険性の認識が薄れ、耐震化への意欲が低下している。
- ○建物の危険性(危険度)を認識しておらず、耐震化への関心がない。また、危険性は 認識していても耐震改修をどのように進めればよいか分からず、耐震化を進めていな い所有者も多い。
- ○耐震改修工事や建替えに一定の費用がかかるため、経済的理由により所有者が耐震化 を進めていない。また、耐震診断、耐震改修工事等に対する補助制度があることを知 らない。

## 耐震化率の目標

住宅においては令和7年度末までに91%,多数の者が利用する建築物については、98%に向上させることを目標とします。

対象建築物	耐震化率	
	現状	目標(令和7年度末)
住 宅	81.6%	91%
多数の者が利用する建築物	96.6%	98%

#### 建築物の耐震化を図るための施策

- (1) 建築物の耐震化の促進
  - ○市有建築物の耐震化の促進
    - ・市営住宅の除却や建替えを計画的に進め、耐震化を促進します。また、民間と 共有する建築物については、耐震化に向け権利関係者との調整を進めます。
  - ○民間住宅の耐震化の促進
    - ・耐震診断、耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助することで、耐震化の取組 みを支援します。
  - ○多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進
    - ・建築物の所有者に対し香川県が行う指導等に協力し、耐震化を促進します。
  - ○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
    - ・緊急輸送道路沿道の建築物について、耐震化にかかる費用の一部を補助すること で耐震化を促進します。
- (2) 地震対策の啓発,知識の普及
  - 1) 各種情報の発信
    - ○地震の危険性の周知
      - ・自分の住む地域の危険性を認識し、十分な対策を講じていただくため、地震発生 時の危険性を市民に周知します。
      - ・旧耐震基準で建てられた建物は、南海トラフ地震等の大規模地震時に住宅が倒壊 する可能性があることを周知します。
    - ○建物の耐震化に関する情報提供
      - ・耐震化の具体的な進め方が分からない方もいるため、耐震診断や耐震改修の進め方についての情報提供を行います。
      - ・耐震診断を行うことのできる耐震技術者の紹介を行います。
    - ○耐震診断・耐震改修工事等に対する補助制度の情報提供
      - ・建物の地震に対する危険性(危険度)を知るには耐震診断を行う必要があるため、 耐震診断の補助制度について、市民に情報発信します。
      - ・耐震改修工事等にかかる費用に対する補助制度があることを知ら方もいるため、 耐震改修工事等の補助制度について市民に情報発信します。

#### 2) 効果的な情報発信

- ○市広報誌による情報発信
  - ・広報誌による情報発信を行います。また、今後、掲載方法や掲載回数を見直し、 より効果的な情報発信に努めます。
- ○インターネット、SNS、ラジオ放送を活用した情報発信
  - ・ホームページ, SNS, ラジオ放送など様々なツールを利用し, 多様な世代へ向けた情報発信を行います。
- ○ダイレクトメール, 個別相談による働きかけ
  - ・耐震診断は実施したものの耐震改修を実施していない方にダイレクトメールや 個別相談を行うことで、耐震改修の実施に向け直接的に働きかけます。
- ○公共施設等での普及, 啓発
  - ・市民が訪れる施設にポスターの掲示やパンフレットを配架し、耐震化への意識 啓発を行います。
- ○無料相談会の開催
  - ・耐震化の進め方が分からない方などを対象に補助制度や耐震化の必要性, 耐震化 の進め方等について, 気軽に相談できる無料相談会を実施します。
- ○多数の者が利用する建築物の耐震化の指導
  - ・多数の者が利用する建築物は、地震発生時において、倒壊等により被害が甚大となる恐れがあるため、県が所有者に対して行う耐震化の指導等に協力します。
- ○事業者向け勉強会の開催
  - ・リフォーム工事と併せた耐震改修工事はコスト面からも効率的であるため事業者 向け勉強会を実施し、リフォーム工事に併せた耐震改修の普及啓発を行います。
- ○地域と連携した取組み
  - ・自治会と連携し、個別訪問およびポスティングを行い、地域と連携した耐震化へ の取組みを進めます。
- ○イベント, 出前講座での普及, 啓発
  - ・防災フェスタ等のイベントにおいて、また、出前講座での防災講話等により、 地震の危険性や十分な対策を講じる必要性の周知を行います。